

【施設入所サービス費】

サービス費		介護度	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
介護保険施設サービス費（Ⅰ）	介護保健施設サービス費(ii) 【在宅強化型個室】	要介護1	756円/日	1,520円/日	2,268円/日	・在宅復帰・在宅療養支援等指標※：60以上 ・リハビリテーションマネジメント：要件あり ・退所時指導等：要件あり ・地域貢献活動：要件あり ・充実したリハ：要件あり
		要介護2	828円/日	1,656円/日	2,484円/日	
		要介護3	890円/日	1,780円/日	2,670円/日	
		要介護4	946円/日	1,892円/日	2,838円/日	
		要介護5	1,003円/日	2,006円/日	3,009円/日	
	介護保健施設サービス費(iv) 【在宅強化型多床室】	要介護1	836円/日	1,672円/日	2,508円/日	
		要介護2	910円/日	1,820円/日	2,730円/日	
		要介護3	974円/日	1,948円/日	2,922円/日	
		要介護4	1,030円/日	2,060円/日	3,090円/日	
		要介護5	1,085円/日	2,170円/日	3,255円/日	

【食費・滞在費に置いて国が定める負担限度額段階】

利用者負担額	居住費			食費		備考
	多床室(二人部屋以上)	従来型個室(Ⅰ人部屋)	月額上限額	1日	月額上限額	
第1段階	0円/日	490円/日	15,100円	300円/日	9,300円	
第2段階	370円/日	490円/日	15,100円	390円/日	12,090円	
第3段階	370円/日	1,310円/日	40,610円	650円/日	20,150円	
第4段階	377円/日	1,668円/日	51,708円	1,392円/日	43,152円	

※ 居住費の個室は室料及び光熱水道費相当、多床室は光熱水道費相当の費用を負担して頂きます。

※ 食費は、食材費及び調理に係る費用を負担して頂きます。

※ 施設サービス(短期入所)を利用して利用されており利用者負担第1段階～第3段階に該当する人は、介護保険負担限度額認定の申請をしてください。認定証が交付されます。

【介護保険制度上のその他の加算等】

サービス費 加算項目		金額	加算要件
夜勤体制加算		24円/日	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、20対1以上でかつ2超(利用者等の数が41以上の場合)
短期集中リハビリテーション実施加算		240円/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、20分以上の個別リハを1週に月概ね3日以上行った場合(所定の要件を満たす例外を除き、入所の日から起算して3月以内に限る)
リハビリテーションマネジメント計画書提出料加算		33円/月	・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション計画書を作成し入所者又はその家族に説明し、継続的なリハビリテーションの質を管理していること。※リハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省に提出し、その情報を適切かつ有効な実施のために活用していること。
認知症短期集中リハビリテーション加算		240円/日	精神科医師等によって、認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が週に3日を標準として20分以上の個別リハを行った場合(入所の日から起算して3月以内に関り、1週に3日を限度とする)
認知症ケア加算		76円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、認知症専門棟において認知症に対応した介護保健施設サービスを行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		34円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標※:40以上であり、リハビリテーションマネジメント:要件あり、退所時指導等:要件あり、地域貢献活動:要件あり、充実したリハ:要件ありをクリアしていく必要がある。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		46円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標※:70以上であり、リハビリテーションマネジメント:要件あり、退所時指導等:要件あり、地域貢献活動:要件あり、充実したリハ:要件ありをクリアしていく必要がある。
外泊時費用		362円/日	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		800円/日	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定する
ターミナルケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1,650円/日	<ul style="list-style-type: none"> ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。 ・看取りに関する協議等の場の参加者として、支援相談員を明記する。 ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。 ・医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された入所者について、本人又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員・支援相談員等が共同して、随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること
	ターミナルケア加算(2～3日)	820円/日	
	ターミナルケア加算(4～30日)	160円/日	
	ターミナルケア加算(31～45日)	80円/日	
初期加算		30円/日	入所日から起算して30日以内に限る
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上。又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上であること。
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)		200円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できること。 ・栄養マネジメント加算を算定していること。

サービス費 加算項目		金額	加算要件
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		450円/回	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合(1回を限度)
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		480円/回	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、医師、看護職員、支援相談員等が会議を行い、生活機能の改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	400円/回	・入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所時に入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合(1回を限度) ・又は、退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者を居宅において試行的に退所させる場合において、入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合(最初の試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度)
	退所時情報提供加算	500円/回	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治の医師に対して、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合(1回を限度)
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600円	・入退所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400円	・入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス調整を行うこと。
	訪問看護指示加算	300円/回	入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の利用が必要であると認め、入所者の選定する訪問看護ステーション等に対して、入所者の同意を得て、指示書を交付した場合(1回を限度)
栄養マネジメント強化加算		11円/日	・常勤の管理栄養士を1名以上配置 ・入所時に栄養状態を把握し、低栄養状態のリスクの高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、栄養状態、思考等を踏まえ食事の調整等を実施すること。 ・入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録 ・入所者ごとの栄養ケア計画の進捗の定期的な評価し、必要に応じて見直しを実施 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって情報の適切かつ有効な実施のために活用していること。
経口移行加算		28円/日	医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を、言語聴覚士又は看護職員が支援を行った場合(原則として計画作成日から180日以内に限る)
経口維持加算	経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士その他の職種が共同し、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口摂取を進めるための特別な管理を行った場合
	経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
療養食加算(1食)		6円/1食	・疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合 ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること ・年齢・心身状況等によって適切な栄養量・内容の食事を提供していること

サービス費 加算項目		金額	加算要件
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90円/月	・入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に合わせた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110円/月	・加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理計画の内容等を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、情報を適切かつ有効な実施のために活用していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)		100円/月	・入所後1月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ること。 ・入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、退所又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)		240円/月	・加算(Ⅰ)算定しており、入所者の服薬情報等を厚労省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報として活用していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)		100円/日	・加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定しており、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を施設医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し内服薬の種類を1種類以上減少させていること。
緊急時 施設 療養費	緊急時治療管理	518円/日	意識障害やショック等の患者に対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月1回3日限度で1日500単位を算定可能
	特定治療		
所定疾患施設療養費(Ⅱ)		480円/日	① 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。(協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。) ② 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。 ③ 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。※ 介護給付費明細書の摘要欄に診療内容を記載することも必要となる。 ④ 肺炎(検査必要)、尿路感染症(検査必要)、带状疱疹、蜂窩織炎の病名が必要。 ⑤ 1月に1回、連続する10日を限度
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合 ・入所者総数のうち、対象者の割合が50%以上 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、対象者が20人未満の場合は1人、20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200円/日	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当と医師が判断した者に対し、介護保健施設サービスを行った場合(入所日から7日を限度)
認知症情報提供加算(認知症疾患医療センター等への紹介)		350円/日	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であったことを示す文書を添えて、認知症疾患医療センター等に紹介を行った場合(入所中1回を限度)

サービス費 加算項目	金額	加算要件
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※加算(Ⅱ)との併算不可	3円/月	① 入所者全員に対する要件 ・入所者ごとの褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたって情報等を活用していること。 ② ①の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること。 ・褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施するとともに定期的に記録していること。 ・①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) ※加算(Ⅰ)との併算不可	13円/月	・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定している施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	① 排泄に介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師、または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって当該情報を活用していること。 ② ①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ・排せつに介護を要する原因等についての分析 ③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直ししていること。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	・排せつ支援加算(Ⅰ)を算定している施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ①施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がないこと。 ②又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	・排せつ支援加算(Ⅰ)を算定している施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ①施設入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がないこと。 ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
自立支援推進加算(1月につき)	300円/月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。 ② ①の医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ③ ①の医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直ししていること。 ④ ①の医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、情報を適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(1月につき)	40円/月	・入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(1月につき)	60円/月	・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)に加えて疾病の状況は服薬情報等の情報も厚労省に提出していること。
安全対策体制加算(入所中1回)	20円/月	・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 ・事故発生防止のための指針の整備。 ・事故が発生した場合における報告と、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制の整備。 ・事故発生防止のための委員会及び従事者に対する研修の定期的な実施。

※ 上記料金は、1割負担の方の金額となります。

【介護職員処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率
	加算 I
・入所サービス	3.90%

【介護職員等特定処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	加算 I
・入所サービス	2.10%

※ なお、算出利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

【その他の利用料金】

項目	内容	利用料金(日額)	備考
日用品	お茶類、トイレトペーパー、ペーパータオル タオル類、シャンプー、リンス、石鹸(ボディソープ) ハンドソープ、化粧水、洗顔等	150円	※課税対象外
教養娯楽費	新聞、レクリエーションに関する消耗品	50円	※課税対象外
	レクリエーションに伴う個人用作品の材料費	実費	
理美容	洗髪、顔剃り、カット	2,000円	理容師が実施 ※税込価格
食費	利用者が選定する特別な食事の提供	実費	主にイベント(外出)時に発生します。
電気	電気毛布、個人用テレビ、個人用ラジオ、携帯電話、その他個人用の電気機器の使用量	50円	コンセント一つ使用に対するの料金。※課税対象外
健康管理費	インフルエンザや各種予防接種を本人が希望された場合	実費	※課税対象外

※ 本一覧表によるサービスのお申込み内容は原則として要介護認定等の有効期間満了日までとします。

途中、ご変更希望のお客様お申し出頂ければ、その都度ご変更いたします。